

家戦略特別区域限定保育士」を加え、同三中「保育士でない者」の下に「(国家戦略特別区域限定保育士を除く。)」を加え、第一に次のように加える。
四　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

○厚生労働省告示第四百二十九号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の二中「保育士」の下に「(国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設については、保育士又は当該事業実施区域に係る国